

全面的国選付添人制度の早急な実現を求める意見書

2018年（平成30年）2月16日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 現行の国選付添人制度を拡充し、①少年鑑別所送致の観護措置決定により身体拘束された全ての少年について、②家庭裁判所が必要と認めた場合又は少年若しくは保護者の請求があった場合には、家庭裁判所が国選付添人を選任することができる制度を直ちに設けるよう求める。
- 2 さらに、現行の国選付添人制度を拡充し、少年鑑別所送致の観護措置決定により身体拘束された全ての少年に対して、必要的に国選付添人を選任する制度を設けるよう速やかに検討すべきである。

第2 意見の理由

1 国選付添人制度の意義と拡充の歴史について

弁護士付添人は少年審判において、非行事実の認定や保護処分の必要性の判断が適正に行われるよう、少年側の立場から手続に関与するだけではなく、家庭や学校・職場等少年を取り巻く環境の調整を行い、少年の立ち直りを支援する活動を行っている。

家庭、学校又は社会内で居場所がなく、非行に至ってしまったケースも多々見られ、このような少年に対して、信頼できる大人として、少年の立場に立って活動する弁護士付添人の重要性は、ますます高まっている。

しかし、このような重要性があるにもかかわらず、2000年（平成12年）の少年法改正時には、検察官が審判に関与した場合という極めて限定した場合のみに国選付添人が選任されるとする制度が導入されたに過ぎなかった。

一方で、当連合会は、このような弁護士付添人の重要性に鑑み、より全面的な国選付添人制度の実現を目指し、弁護士付添人の選任を進めるための取組を行ってきた。すなわち、1990年代には、全国の会員から特別会費を徴収して当番弁護士等緊急財政基金（2009年（平成21年）から「少年・刑事財政基金」に名称変更）を設置し、これを財源として少年保護事件付添援助制度を実施して、少年や保護者が資力の有無に関わらず弁護士付添人が選任できるようにした。加えて、2001年（平成13年）2月に福岡県弁護士会が身体

拘束をされた全ての少年を対象に「全件付添人制度」を実施し、これを受けて、全国の弁護士会で当番付添人制度を実施してきた。

これらの取組の成果として2007年（平成19年）11月に施行された改正少年法によって、検察官関与の有無に関わらず国選付添人を選任できる裁量的国選付添人制度が導入されたが、対象事件が「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」又は「死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」に限定され、極めて不十分な制度であった。

これに対し、当連合会は、2009年（平成21年）12月18日付け「全面的国選付添人制度に関する当面の立法提言（以下「立法提言」という。）」を取りまとめ、身体拘束をされた全ての少年に対して、少年の請求等により国選付添人を選任するように求めた。

特に、2009年5月から被疑者国選弁護対象事件が拡大されたことにより、被疑者国選弁護人が選任されていたにもかかわらず、その後、家庭裁判所に送致された多くの少年が国選付添人を選任できないという問題が発生した。これに対しては、その後開催された法務省「平成20年改正少年法に関する意見交換会」、2012年10月から2013年1月にかけて開催された法制審議会少年法部会において、国選付添人制度の対象事件の拡大が議論された。そこでは、弁護士付添人の役割の重要性が確認され、対象事件拡大の必要性については一致したものの、財政的考慮等から、当面、被疑者国選弁護制度の対象事件と一致させることとされた。その結果、2014年（平成26年）施行の改正少年法により、同年6月から国選付添人の対象事件が拡大し、長期3年を超える懲役又は禁固に当たる罪（被疑者国選弁護制度対象事件と同一）で少年が観護措置決定を受けた場合、家庭裁判所の裁量により国選付添人が選任されることになった。これにより、国選付添人の選任数は大幅に増加している。

これらの国選付添人制度の拡充や少年保護事件付添援助制度によって、弁護士付添人の選任率は向上し、現在は一般保護事件で観護措置決定を受けている少年のうち、約9割については弁護士付添人が選任されているが、国選付添人選任対象事件における国選付添人選任率は、約6割にとどまっており、国選付添人が選任されなかった他の事件については、少年保護事件付添援助制度による援助付添人が選任されていることが多いものと推測される。

国選付添人の選任数が増加したことについては一定の評価ができるものの、未だに、家庭裁判所に送致されて観護措置決定により身体拘束を受けた少年の一部について、国選付添人が選任されていないことは重大な問題である。

特に、2016年（平成28年）通常国会において刑事訴訟法が改正され、被疑者国選弁護制度の対象範囲が、2018年（平成30年）6月に被疑者が勾留された全ての事件へと拡大されることにより、被疑者国選弁護人が選任されていたにもかかわらず、その後、家庭裁判所に送致された多くの少年が国選付添人を選任できない状況が再び生じ、その問題性は更に顕著となる。

2 全ての非行事実を対象に国選付添人が選任されるべきこと

現行制度は、長期3年を超える懲役又は禁固に当たる罪で身体拘束を受けたことが国選付添人選任の前提となっており、法定刑の軽い非行事実では国選付添人を選任できないという問題点がある。

そもそも、少年審判の審判対象は非行事実と要保護性であって、非行事実のみによって審判結果が決まるものではない。例えば、暴行罪のような一見軽微な事件であったとしても、要保護性が高い場合は、少年院送致といった重大な処分となることも多い。特に、軽微な事件について観護措置決定がなされるのは、要保護性に問題があり、鑑別を実施する必要性が高いからに他ならない。実際にも、2016年（平成28年）における、暴行事件で観護措置決定を受けた少年（211件）のうち少年院送致となった件数は48件であり、相当数の少年が少年院送致などの重大な処分を受けているのである。

これは、非行事実が一見すると軽微であったとしても、要保護性に大きな問題がある場合は、少年院送致などの重大な処分を受けるおそれがあることを如実に示している。少年の権利を擁護するという観点からは、非行事実を国選付添人の選任要件とするのは、少年法の構造上も大きな矛盾をはらんでいると指摘せざるを得ない。

さらに、ぐ犯事件については、この問題性が一層顕著となる。すなわち、ぐ犯事件は、刑罰法規に触れる行為をしたわけではないものの、ぐ犯事由に該当しぐ犯性が認められる場合に、保護処分をすることができるというものである。ぐ犯事件は、少年が被疑者となることもないため、家裁送致されて初めて弁護士の援助を受けることができるようになる。また、ぐ犯事件は、少年の要保護性に大きな問題があることが多く、付添人は、家裁送致から審判までの極めて短い時間での対応を迫られ、早期に付添人が選任される必要性が高い。さらに、2016年（平成28年）にぐ犯事件で観護措置決定を受けた少年（171件）のうち、少年院送致となった件数は65件（38.0%）であり、これは、犯罪少年・触法少年を含む一般保護事件で観護措置決定を受けた少年が少年院送致となった割合（36.7%）よりも高い。したがって、ぐ犯事件において、

国選付添人を選任する必要性は極めて高いというべきである。

また、弁護士付添人は、非行を犯した少年の環境調整や被害者対応も行っており、その必要性は非行事実が重大か否かに関わるものではない。

以上のとおり、非行事実の法定刑の軽重を国選付添人選任の要件と関係させることは不合理であって、少年鑑別所に送致されて身体拘束された全ての少年事件を対象に国選付添人が選任されるべきである。

さらに、2018年（平成30年）6月には、改正刑事訴訟法が施行され、被疑者国選弁護制度の対象事件につき、長期3年を超える懲役又は禁固という要件がなくなり、全ての勾留事件にまで拡大されることになった。この刑事訴訟法改正に伴い、被疑者国選弁護人は選任されているにもかかわらず、家裁送致後に国選付添人が選任できないという問題が再び生じる。いわば、「置き去り」にされる少年の問題が再び発生することになるのである。

被疑者国選弁護人が選任されているにもかかわらず国選付添人が選任できないという問題は、まさしく2014年（平成26年）の少年法改正に向けて法制審議会少年法部会で議論をされていた際にも指摘をされており、直ちに国選付添人の範囲を拡大しなければ2014年（平成26年）の少年法改正の趣旨に反することになる。

以上のとおり、少年法の趣旨を考慮しても、非行事実によって国選付添人が選任できなくなることは不当である。援助付添人を含めた弁護士付添人が、一般保護事件で観護措置決定を受けた少年のうち、約9割に選任されているという事実は、弁護士付添人の必要性を端的に示しており、このうちかなりの部分が弁護士の会費による援助制度によって運営されている現状は看過されるべきでなく、国選付添人が選任されるべきなのは明らかである。

3 必要的国選付添人制度を検討する時期に来ていること

上述したとおり、身体拘束された全ての少年の事件を国選付添人対象事件にすべきである。また、現行の少年法では、国選付添人選任は家庭裁判所の裁量にかかる（裁量的国選付添人制度）こととなっており、当連合会としては、家庭裁判所の裁量に加えて、少年又は保護者の請求がある場合にも国選付添人制度を選任する制度とすべきことを提言してきたところであり、直ちにこれを実現すべきである。

しかし、現時点においてはそれにとどまることなく、観護措置決定がなされた事件については、全ての少年に対して国選付添人が選任されるべきである。

現行の裁量的国選付添人制度では、各家庭裁判所間の国選付添人選任率の顕

著な違いが生じており、不公平とも思われる状況があることや、国選付添人選任の判断が遅延し、付添人活動が遅延するといった問題も報告されている。少年が正しく弁護士付添人の必要性を判断できないことに照らせば、少年又は保護者の請求がある場合に選任するという制度とした場合にも、この問題が全て解消されるものではない。

特に、国選付添人選任の判断は、観護措置がとられた時点で行われるものの、この時点では少年に深刻な問題性が発見できなかったが、それ以後の審理や調査の結果、問題性が発見されて、結果的に国選付添人が選任されないままで少年院送致という重大な処分を受けることがある。このような問題を解決するためには、必要的国選付添人制度を導入するほかない。

当連合会は、立法提言の中で、国選付添人制度について、将来の課題として、必要的選任制度を検討すべきとしていた。

現在、付添人選任率が2009年（平成21年）の立法提言当時と比べて飛躍的に向上し、約9割の少年に対して弁護士付添人が選任されている。これは、ほとんどの事件において弁護士付添人が必要であることを示しているのである。

このような現状を考慮すれば、もはや将来的な課題ではなく、速やかに必要的選任制度導入を検討すべき時期が来ていると言える。

4 結論

以上のとおり、現行の国選付添人制度は見直されるべき時期に来ており、当連合会は、意見の趣旨に記載のとおり、全面的国選付添人制度の実現が早急になされるよう意見を述べる。

以 上